

♠ 山林にかかる相続税の納税猶予

Q : 山林についての相続税の納税猶予制度が創設されたそうですが、どのような内容なのですか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

今年度の税制改正で、山林についての相続税の納税猶予制度が創設されました。

概要は、次のとおりです。

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、特定森林経営計画（市町村長等の認定を受けていることその他一定の要件を満たす森林経営計画をいう。以下同じ。）が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいう。以下同じ。）についてその特定森林経営計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得した場合において、その林業経営相続人がその特定森林経営計画に基づいて引き続き施業を継続していくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その相続又は遺贈により取得した山林で一定の要件を満たすものに係る課税価格の80%に対応する相続税額については、その林業経営相続人の死亡の日までその納税を猶予し、その林業経営相続人が特例山林を死亡の時まで所有し、かつ、引き続き特定森林経営計画に従って施業をし続けた場合には、猶予税額を免除するというものです。

納税猶予の適用を受けるためには、猶予税額に相当する担保を提供しなければなりません。

